第百六条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者に対する周知を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行つている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく次の各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。

一　年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。

二　年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十万立方メートル以上五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であつて、供給先が建物区分のうち工業用建物であること。

第百六条に次の一項を加える。

3　前項本文の規定により周知させなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十八により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

第百六条を第百九十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）

第百九十八条　ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。

一　電子メールを送信する方法であつて、ガスの使用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガスの使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2　ガス小売事業者は、前項の規定により、電磁的方法により周知事項を提供した場合においても、ガスの使用者からの求めがあつたときは、その者に対し、周知事項を記載した書面を配布しなければならない。

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第百九十九条　ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一　電子メールを送信する方法であつて、当該ガス小売事業者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたガスの使用者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該ガスの使用者の承諾に関する事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2　前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち、ガス小売事業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

3　第一項の承諾を得たガス小売事業者は、当該相手方から書面等について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、周知事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

第六章を第八章とする。

第百五条の二中「第三十八条の三第一項」を「第百七条第一項」に、「第六条の三において準用する令第七条」を「第七条において準用する令第七条」に、「第六条の三において読み替えて準用する令第十二条第二項」を「第七条において読み替えて準用する令」を「第七条において読み替えて準用する令」に、「第六条の三において準用する令」を「第七条において準用する令」に、「様式第五十二の二」を「様式第八十」に、「第三十八条の三第三項」を「第百七条第三項」に、「様式第五十二の三」を「様式第八十一」に改める。

第百五条の二を第百七十条とする。

第五章第三節の節名を削る。

第百七十条の前に次の章名を加える。

第六章　あつせん及び仲裁

第六章の次に次の一章を加える。

第七章　指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節　指定試験機関

（指定試験機関の指定の申請）

第百七十一条　法第二十九条第三項の規定による指定を受けようとする者は、様式第八十二の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三　申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　役員の氏名及び略歴を記載した書面

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第百七十二条　指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地

二　変更しようとする日

三　変更の理由

第百七十三条　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二　新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする日

三　新設又は廃止の理由

（試験事務規程の認可の申請）

第百七十四条　指定試験機関は、法第百十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、当該認可に係る試験事務規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第百七十五条　法第百十二条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　試験の実施の方法に関する事項

二　手数料の収納の方法に関する事項